(6)キャリアパス要件Ⅳ 【新加算 I·II、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I·II】

キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)⇒以下の欄が「O」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算 I・II の要件(4・5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 I・II の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

(7)キャリアパス要件 V 【新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定 I】

キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「O」の場合、要件を満たしている。

			(別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算 I の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)

(8)職場環境等要件

【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定 I・Ⅱを算定<u>する場合</u>】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のため の業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の**6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと**。

区分	内容
	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	■ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	✓ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	▽ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	 ▼ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	■ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	▼ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による 腰痛対策の実施
腰痛を含む心	✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	✓ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	□ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	✓ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	✓ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	─ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

【見える化要件】【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定 I・Ⅱ】

- 実施する周	知方法について、チェック(🗸)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。	
ホームページ	□ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄 の選択)で
への掲載	☑ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

	確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出)
✓	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給 与明細等
✓	令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給 与明細等
✓	キャリアパス要件 I ~皿のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資 質向上のための計画等
√	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
√	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確 定保険料申告書
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。 ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の 提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人 つくし会

代表者 職名 理事長 氏名 成田 守男

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について	
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	0
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	0
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	0
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	0

	3 介護職員等処遇改善加算等の要件について			
(1)				
(1)	万限员业以占女们业	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	0	
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和6年4·5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の 新規の賃金改善を行う計画になっていること		
		介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっている	2	
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること		
(3)	キャリアパス要件 I・Ⅱ	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>両方</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>及び</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	0	
(3)	イヤリアハス安計1・1	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること		
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	0	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	0	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	0	
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0	
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	0	

	4 要件を満たすことの確認・証明	
•	必要な項目が全て選択されていること	0
•	誓約・記名が行われていること	0